

# 日置市へ転入して 住宅取得された方 補助金があります

# 過疎地域移住 定住促進事業 を紹介します！

# 移住↓定住のチャンス！

## 1 補助対象

- ① 補助対象地区において移住定住を目的とした住宅取得（新築・物件購入）  
・住宅リフォームなど一定（税抜 15 万円以上）の費用負担を行い、市外から転入（当該住居へ転居した日（基準日）から遡って 3 年以内の転入まで対象）した方。
- ② 基準日において、世帯責任者が 55 歳以下の方は単身でも対象とし、  
56 歳以上 65 歳以下の方は、生計を同じくする配偶者または 18 歳以下の扶養者を有していること。  
※56 歳以上 65 歳以下の対象の方は、補助上限額の 50 %
- ③ 補助対象経費は、「①」の費用（消費税を除く）の 3 分の 2 以内で、  
補助上限額は「3 補助対象地区および補助上限額」を参照。
- ④ 自治会に加入すること。
- ⑤ 市税等市の徴収金に滞納がないこと。
- ⑥ 住宅を取得した日から 5 年以上居住すること。 ※補助金返還の場合もあります
- ⑦ 本市を転出してから 1 年以内の本市への再転入者でないこと。
- ⑧ 移住定住計画承認申請は、当該居住地へ転居する前に提出すること。
- ⑨ 日置市空き家改修事業費補助金との併用はできません

## 2 手続きの流れ

|   | 流れ                | 注意事項         |
|---|-------------------|--------------|
| ① | 建築請負契約等           | 移住定住の計画が固まる  |
| ② | <u>移住定住計画承認申請</u> | 定住住宅への転居前に提出 |
| ③ | 計画承認              | 市から承認        |
| ④ | 定住物件へ転居           | 住民票の異動       |
| ⑤ | <u>補助金交付申請</u>    | 登記も済ませた後     |
| ⑥ | 補助金の交付決定と振込       | 請求書の提出が必要    |

ゆるう〜くつながり ひおきを楽しもう！



### ひおきカメカメ団

ひおきカメカメ団に登録し、日置市とゆるう〜く  
つながってみませんか？ お試し住宅も利用でき  
楽しい交流イベントも計画中だよ！

**ひおきと**

日置市関係人口ポータルサイト「ひおきと」  
日置市を想うすべての人に





ひおきへん！  
カメ〜ん！  
う( ʘ̣ ʘ̣ )かモン

### 3 補助対象地区および補助上限額(補助基本額+扶養加算の合算額)

※56歳以上 65歳以下の対象者の場合は、合算額の50%が上限



### 4 移住定住計画承認申請に必要なもの

- ① 住民票謄本の写し(世帯全員分、続柄を記載したもの)
- ② 住宅の建築請負契約書の写し、売買契約書の写し又は改修見積書の写し(内訳明細がわかるもの)
- ③ 住宅の付近見取図及び各階平面図
- ④ 【改修の場合】住宅の所有者及び当該所有者との関係を確認することができる書類

### 5 補助金交付申請に必要なもの

- ① 過疎地域移住定住計画(変更)承認通知書の写し
- ② 宣誓書
- ③ 【新築・購入の場合】住宅及び土地の登記事項証明書の写し
- ④ 【改修の場合】領収書の写し及び改修工事の内容を確認することができる図面及び写真

### 6 お問い合わせ先

|       |              |              |
|-------|--------------|--------------|
| 本 庁   | 地域づくり課 定住促進係 | 099-248-9408 |
| 東市来支所 | 地域振興課 自治振興係  | 099-274-2112 |
| 日吉支所  | 地域振興課 自治振興係  | 099-292-2112 |
| 吹上支所  | 地域振興課 自治振興係  | 099-296-2112 |



【令和7年4月現在】